

検討対象市場

- ① 日本全国におけるダニアレルギー向けアレルギー製剤の製造販売市場
⇒問題解消措置あり
- ② 日本全国における皮膚科用コルチコイド剤市場⇒問題なし



ダニアレルギー向けアレルギー製剤の概要

- ・ダニを原因とする通年性アレルギー性鼻炎の治療に用いる医薬品
- ・上記のうち、アレルギーの根治又は長期寛解を目的としたアレルギー免疫療法に用いられる、(アレルギーの)原因物質であるアレルギーを含有したもの



一定の取引分野の画定

日本全国におけるダニアレルギー向けアレルギー製剤の製造販売市場

(水平型企業結合)

- ・薬物療法(※)に使用される医薬品とは異なる商品範囲
- ・製造販売業者は日本全国向けに販売、価格は日本全国で同等
⇒商品範囲を「ダニアレルギー向けアレルギー製剤」、地理的範囲を「日本全国」と画定

※一時的に症状を抑えることを目的とした治療方法

競争の実質的制限の検討

➤ ダニアレルギー向けアレルギー製剤を販売している事業者は当事会社グループのみ

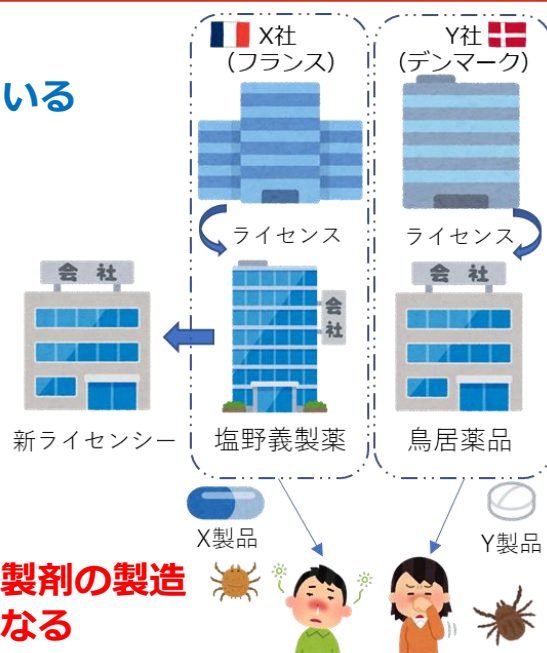
⇒競争者からの牽制力、需要者からの競争圧力がない

➤ 新規参入の見込みなし

⇒参入圧力がない

➤ 薬物療法に使用される医薬品ではアレルギー製剤に代替困難

⇒隣接市場からの競争圧力は限定的



日本全国におけるダニアレルギー向けアレルギー製剤の製造販売市場における競争を実質的に制限することとなる

当事会社からの問題解消措置の提案

- ① 塩野義製薬・X社間のライセンス契約の解消
- ② X製品の事業価値・競争力の維持 (新ライセンシーに対する引継支援等)
- ③ X製品の機微情報に係る情報遮断措置 (アクセス制限、異動制限等)
- ④ 監視受託者 (独立した専門家) を選任し、①②③を監視

監視受託者



引継支援

結論

以上を前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断